

東京都子供への虐待の防止等に関する条例のポイント

参考3

区分	ポイント	狙い
前文	権利の主体	子供は、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であり、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要があることを明記
基本理念	子供の意見尊重、最善の利益優先（第3条第2項）	子供の年齢・発達の程度に応じた意見の尊重や、最善の利益を最優先にする考え方を、社会全体で共有
未然防止 	保護者の体罰等禁止（第6条第2項）	虐待にエスカレートする可能性がある。また、虐待そのもののこともある。さらに、子供の脳に深刻な影響を及ぼすこともあるため、体罰や暴言によらない子育てを明確に発信
	健診受診の勧奨に応じる保護者の努力義務（第6条第3項）	健診未受診の保護者に対し、保健所等がアプローチしやすくし、リスクを早期に把握
早期発見・ 早期対応 	虐待通告の趣旨を踏まえた通告義務履行の周知（第9条第2項）	都民のためらいを緩和し虐待通告を促進するため、通告は、子供を守ることのみならず、家庭への支援にもつながるものであることを発信
	児童相談所等の情報提供依頼（調査の円滑化）（第11条）	条例で規定することにより、福祉等の関係機関（虐待法で規定済み）以外の民間事業者も、子供と家庭に関する情報について、個人情報保護法に基づき適切に提供できる根拠を明確化
	児童相談所間の的確な引継ぎ（第12条第1項）	リスクが高まる転居ケースについて、その緊急性や重症度に応じて、同行訪問や必要十分な資料の提供など、的確な引継ぎの実施を徹底
	児童相談所と子供家庭支援センターの連携（第12条第2項）	都の児童相談体制において車の両輪をなす、児童相談所と子供家庭支援センターとの一層の連携・協働を強化
社会的 養護	社会的養護の充実のため、里親委託等を推進（第14条第1項）	都の方針を改めて明記し、里親制度の普及啓発、里親の育成、里親等委託を一層推進
人材育成	児童相談所の適切な運営体制の確保（第15条第1項）	都の方針を改めて明記し、虐待の早期対応や専門的対応を的確に行う体制を一層強化

東京都子供への虐待の防止等に関する条例 概 要

平成31年4月

福祉保健局

※ 本資料に記載の各条文は、法の引用等の文言を割愛するなど、
条例本文と異なる部分があります。

条例の検討経過

- ◆ 平成30年7月から平成31年1月まで、東京都児童福祉審議会（本委員会・専門部会）において専門家による審議
- ◆ 平成30年9月14日に条例の基本的考え方、同年11月30日に条例骨子案を公表し、都民から意見募集。併せて、同年10月及び12月に、区市町村との意見交換等を実施
- ◆ その他、児童福祉施設、養育家庭、民生・児童委員、医師会、学校、弁護士会及び虐待防止に取り組む民間団体などの関係者で構成する協議会等において、意見交換等を実施

前文

子供は、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であり、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要がある。

子供への虐待は、子供の心に深い傷を残し、否応なくその輝きを奪い、時に、将来の可能性をも奪うものであり、何人も子供への虐待を行ってはならないことは、論をまたない。

しかしながら、核家族化、地域社会の人間関係の希薄化などを背景に、家庭や地域社会における養育力が低下することにより、保護者が子育てに困難を抱え、その結果虐待行為に至ることがある事実も受け止めなければならない。

そのため、都、区市町村及び関係機関等は、一層連携しながら子供と家庭を支援し、子供が家庭で健やかに成長できる環境づくりを進める不断の努力が求められている。

こうした認識の下、社会全体で虐待の防止に関する理解を深め、その防止に関する取組を推進し、虐待から子供を断固として守ることを目指し、この条例を制定する。

第一章 総則（目的・基本理念）

【目的】

第一条 子供を虐待から守ることに関し基本理念を定め、東京都（以下「都」という。）、都民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、子供を虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、子供を虐待から守る環境整備を進め、子供の権利利益の擁護と健やかな成長に寄与することを目的とする。

- 児童虐待の防止等に関する法律や児童福祉法の趣旨も踏まえ、子供の権利利益の擁護と健やかな成長を図る。
- 保護者が子供に対して行う虐待の防止について規定

【基本理念】

第三条 虐待は、子供への重大な権利侵害であり、心身の健やかな成長を阻害するものであるとの認識の下、社会全体でその防止が図られなければならない。

2 虐待の防止に当たっては、子供の年齢及び発達の程度に応じて、その意見を尊重するとともに、子供の安全及び安心の確保並びに最善の利益が最優先されなければならない。

- この条例では、社会全体で虐待から子供を守ることを基本理念とする。
- 子供が権利の主体であり、虐待は子供への重大な権利侵害であること、意見の尊重や、安全や安心、最善の利益を最優先にする考え方を共有して、社会全体で虐待の防止を進める。

第一章 総則（責務）

【都の責務】

第四条 都は、虐待の防止に必要な体制整備その他必要な施策を行うものとする。

3 都は、虐待の防止、虐待を受けた子供の成長及び自立に対する理解並びに体罰等によらない子育ての推進（※）に資する広報その他の啓発活動を行うものとする。

※保護者の責務 第六条第2項（次頁）参照

【都民等の責務】

第五条 都民及び事業者は、子供を虐待から守ることに関する理解を深めるよう努めなければならない。

3 都民等は、虐待を受けた子供（社会的養護の下で育った子供を含む。）が、地域社会において等しく愛護され、円滑に社会的自立ができるよう、理解を深め、子供（当該子供が18歳以上になった場合を含む。）に対して配慮するよう努めなければならない。

【関係機関等の責務】

第七条 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。

2 関係機関等は、都、区市町村及び他の民間団体と連携し、虐待の防止に関する施策の推進に積極的に協力するよう努めなければならない。

第一章 総則（責務）

【保護者等の責務】

第六条

- 2 保護者は、体罰その他の子供の品位を傷つける罰を与えてはならない。
- 3 妊娠した者及び乳児又は幼児の保護者は、区市町村が行う妊娠婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査の受診勧奨に応じるよう努めなければならない。

- 体罰その他の子供の品位を傷つける罰（肉体的・精神的苦痛を与える行為（体罰、暴言等））の禁止
 - 体罰や暴言は、虐待にエスカレートする可能性がある。また、虐待そのものもある。さらに、医学的に、子供の脳の発達に深刻な影響を及ぼすことがあるとされている。このため保護者による体罰等を禁止し、体罰によらない子育てを推進していく。
 - しつけに際し、保護者が行う体罰等を禁止することは、民法の懲戒権に反するとの懸念や、行政による家庭への過剰な介入という意見についての考え方は、以下のとおり。
 - 民法は、親は『子の利益のため』に、監護・教育する権利を有し、それに必要な範囲で懲戒できると規定。一方、本条例は『子供の利益に反する』行為（※）を禁止しており、民法に抵触することはないと考える。
※「子供の品位を傷つける罰」に体罰等を包含し『保護者が、しつけに際し、子供に対して行う、肉体的苦痛又は精神的苦痛を与える行為（当該子供が苦痛を感じていない場合を含む。）であって、子供の利益に反するもの』と定義
 - 体罰等によらない子育てを進めることは、子供の健やかな成長や権利利益の擁護を最優先にする考え方
- 各種健診の受診により、妊娠婦や子供の健康保持等はもちろん、育児の不安や課題を早期に見つけ、支援につなげることができる。そのため、未受診等の場合などに区市町村が行う受診勧奨に応じることを規定。現場において、保護者の理解と協力を得ながら進めることが重要であるため、義務ではなく、努力義務とした。

第二章 虐待の未然防止

【虐待の未然防止】

第八条 都は、妊娠、出産及び子育てについて相談しやすい環境の整備その他の区市町村が実施する切れ目ない母子保健及び子育て支援に関する施策（障害児支援に関する施策を含む。）について、必要な支援を行うものとする。

- 2 都は、学校、学校の授業の終了後又は休業日における子供の活動場所等において、子供に対し、自身が守られるべき存在であることを認識するための啓発活動及び権利侵害に関する相談先等の情報提供を行うものとする。
- 3 都は、若年者に対し、予期しない妊娠に至らないための啓発活動及び妊娠、出産等に関する相談先等の情報提供を行うものとする。
- 4 都は、医療機関及び区市町村と連携し、予期しない妊娠をした者又は医療機関を受診していない妊婦に対し、必要な支援及び医療を受ける機会を確保させるための啓発活動及び情報提供を行うものとする。

- 虐待の未然防止のためには、家庭に身近な区市町村による母子保健事業や子育て支援等により、妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない支援が重要であるため、都の区市町村への支援を明記
- 子供に対し、自身が守られるべき存在であることや、家庭での困りごとや保護者からの不適切な行為、虐待等について相談してよいこと、その場合の相談先等について、啓発活動や情報提供を行っていく。
- 予期しない妊娠をした方や医療機関未受診の妊婦が必要な支援や医療につながるよう、相談先などについて必要な普及啓発を行う。

第三章 虐待の早期発見及び早期対応

【通告しやすい環境づくり】

第九条 虐待を受けたと思われる子供を発見した者は、速やかに、区市町村の子供家庭支援センター又は児童相談所等に通告しなければならない。

2 都は、都民等及び関係機関等に対し、子供を守ること及び家庭への支援の契機である虐待通告を法の規定に基づき行わなければならないことを周知するとともに、虐待を受けたと思われる子供を発見した者が通告しやすい、又は虐待を受けた子供が自ら相談しやすい環境及び体制を整備するものとする。

- 通告する都民等が、虐待であること確認する必要ない。虐待の事実が明らかでなくても、子供の安全・安心が疑われる場合には、迷わず通告することが必要
- 虐待通告は、子供を守ることのみならず、家庭への支援にもつながるものである。そうした趣旨を踏まえて通告を行うべきことを周知していく。

第三章 虐待の早期発見及び早期対応

【子供の安全確認措置等】

第十条 児童相談所等の長は次の各号に掲げる場合（通告を受けた場合、子供本人・家族・親族等から虐待に係る相談があった場合、他の児童相談所から虐待事案の移管を受けた場合等）は、法の規定により、速やかに子供の安全確認措置を講じなければならない。

- 2 都の児童相談所長は、一時保護、出頭要求、立入りによる調査・質問並びに臨検・捜索及び調査・質問について権限を行使する必要がある場合は、関係機関等の協力を得て、速やかに当該権限を行使しなければならない。
- 3 都は、虐待事案に的確に対応するため、警察と必要な情報を共有するものとする。
- 4 都の児童相談所長は、子供の安全確認措置を行おうとする場合、一時保護を行おうとする場合、立入調査をさせようとする場合又は臨検等をさせようとする場合、法に基づき、警察署長に対し援助を求めることができる。
- 5 都の児童相談所長は、援助を求める場合は、子供の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、法の規定に基づき、必要に応じ迅速かつ適切にこれを行わなければならない。

- 虐待は、子供の生命に関わる問題であるため、まずは、迅速かつ的確に子供の安全を確認することを改めて明記
【関連：安全確認行動指針策定（平成30年10月運用開始）】
- 児童虐待防止法では、子供の安全確認・確保のため、児童相談所長の強制的な権限を定めている。保護者の協力が得られないなど安全確認ができない場合には、その権限を、速やかに行使することを徹底
- 虐待事案に的確に対応するため、警察との必要な情報共有や、子供の安全確認等を行う際の警察への援助要請に係る規定を明記
【関連：児童虐待対応の連携強化に関する協定書（平成30年9月見直し）】

第三章 虐待の早期発見及び早期対応

【児童相談所の調査等】

第十一条 児童相談所等の長は、次に掲げるものに対し、虐待に係る子供又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他虐待の防止等に係る当該子供、その保護者その他の関係者に関する情報の提供を求めることができる。

- 一 都及び区市町村の機関
- 二 関係機関等（前号に掲げるものを除く。）
- 三 事業者

- 虐待防止に係る情報（目撃情報、防犯カメラ映像、居住実態等）は、学校、病院等の関係機関等に限らず、スーパー、コンビニエンスストア、飲食店、集合住宅の管理会社や警備会社、鉄道会社等の一般の民間事業者も有している。
こうした情報を得られやすくするため、児童相談所の調査について規定

第三章 虐待の早期発見及び早期対応

【連携及び情報共有等】

第十二条 都の児童相談所は、他の児童相談所から事案の移管を受け又は他の児童相談所に対し事案の移管を行う場合には、その緊急性又は重症度に応じ、的確な引継ぎを行わなければならない。

- 2 都の児童相談所は、児童相談所が専門的な知識及び技術を必要とする対応、一時保護又は施設入所若しくは里親等委託の措置等を行うこと並びに子供家庭支援センターが地域社会で子供と家庭への相談支援、子育て支援サービスの提供等を行うことを踏まえ、子供家庭支援センターその他の区市町村の機関と、密接に連携又は協働を進めるものとする。
- 3 都及び都の児童相談所は、虐待の早期発見及び早期対応並びに虐待を受けた子供とその保護者への支援のため、要保護児童対策地域協議会を積極的に活用し、子供家庭支援センター、関係機関等その他虐待事案に関する団体と、子供と家庭に関する必要な情報の共有を図るものとする。

- 転居は、それまでの社会資源とのつながりが切れ、家族が地域で孤立し、家族関係が悪化する可能性もあるため、家庭の転居に当たっては、児童相談所間の事案の的確な引継ぎを徹底
- 子供と家庭には、様々な機関や団体が関わっている。虐待対応を的確に進めていくため、児童相談所は、子供と家庭の状況に応じ、関わりのある機関等と密接に連携し支援を進める。
※ 子供家庭支援センターは、平成7年度から東京都が事業開始し、区市町村が設置を進めてきた相談・サービス提供等を行う機関。都内の児童相談体制において、児童相談所と車の両輪をなしており、条例第二条第五号で定義した上で、連携等について規定

第四章 虐待を受けた子供とその保護者への支援等

【虐待を受けた子供とその保護者への支援等】

第十三条 都は、虐待を受けた子供に対し、心身の健やかな成長を図るため、年齢、心身の状況等を十分考慮した支援及び教育を行うものとする。

2 都の児童相談所は、区市町村及び関係機関等と連携し、虐待を受けた子供の保護者に対し、子供の心身の健やかな成長にとって良好な家庭環境の形成若しくは適切な親子関係の構築又は再び虐待を行わないことについて、必要な指導及び支援を行うものとする。

- 虐待を受けた場合、子供は心身に様々な影響を受けるため、その状況を十分に踏まえて支援等を行っていく。
- また、虐待があった場合には、子供が再び家庭で健やかに育まれるようにするため、保護者への指導や支援が重要。家庭での養育が困難又は適当でないと判断され、子供が施設入所した場合でも、子供が家庭に戻れるよう、児童相談所は、保護者への指導・支援を継続していく。

第五章　社会的養護等

【社会的養護及び自立支援】

第十四条 都は、虐待を受けた子供の社会的養護の充実を図るため、里親制度の啓発活動、里親の育成及び里親等への委託の推進並びに乳児院、児童養護施設等の施設及び自立援助ホームその他社会的養護に関する事業の充実に努めるものとする。

2 都は、虐待を受けた子供（社会的養護の下で育った子供を含む。第五条第3項で定義）の円滑な社会的自立のため、必要な支援及び広報その他の啓発活動を行うものとする。

- 社会的養護は、虐待等の様々な理由により家庭で適切な養育が受けられない子供を、公的責任で、乳児院や児童養護施設等の施設、里親等（里親とファミリーホーム）において養育する制度
- 社会的養護のもとで育つ子供の数は、近年約4,000人程度で推移。その子供たちを適切に養育するために、里親委託等を推進していくとともに、施設等を充実していく。
- 社会的養護のもとで育った子供は、自立に向けて保護者から適切な援助を受けられることも多く、学習・進学や就労定着などの支援等を行っていく。

第六章 人材育成等

【人材育成】

第十五条 都は、虐待に的確に対応するため、虐待の早期発見及び早期対応その他の虐待の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員を育成し、都の児童相談所の運営体制を適切に確保しなければならない。

- 深刻化する虐待への対応、里親等委託の推進、児童養護施設等に入所した子供への継続的な支援を適切に進めていくためには、専門的な知識や技術のある職員を育成するなど、児童相談所の運営体制を確保していく。